

政策法務ニュースレター

・現場の課題を解決するルールを創造するために.....

2007.3.12 VOI.3-4

本号の内容

千葉県中小企業の振興に関する条例について
代執行の基礎知識 ~ 硫酸ピッチの代執行の現場から ~
行政不服審査制度研究会報告書が出ました！
重要判例 第三セクターへの損失補償契約をめぐる事件
特別付録！ 千葉県中小企業の振興に関する条例基本構造

千葉県 総務部 政策法務課
政策法務室 中庁舎 6F
電話 043-223-2157
FAX 043-201-2612
Eメール houmu35@mz.pref.chiba.lg.jp

千葉県中小企業の振興に関する条例について

条例の詳しい内容は、経済政策課のホームページにパブリックコメントを実施した骨子案が載っています（文言の修正はありますが骨格は議会で成立した条例と同様です。）

http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/f_keisei/chougi/genki/kossi.pdf

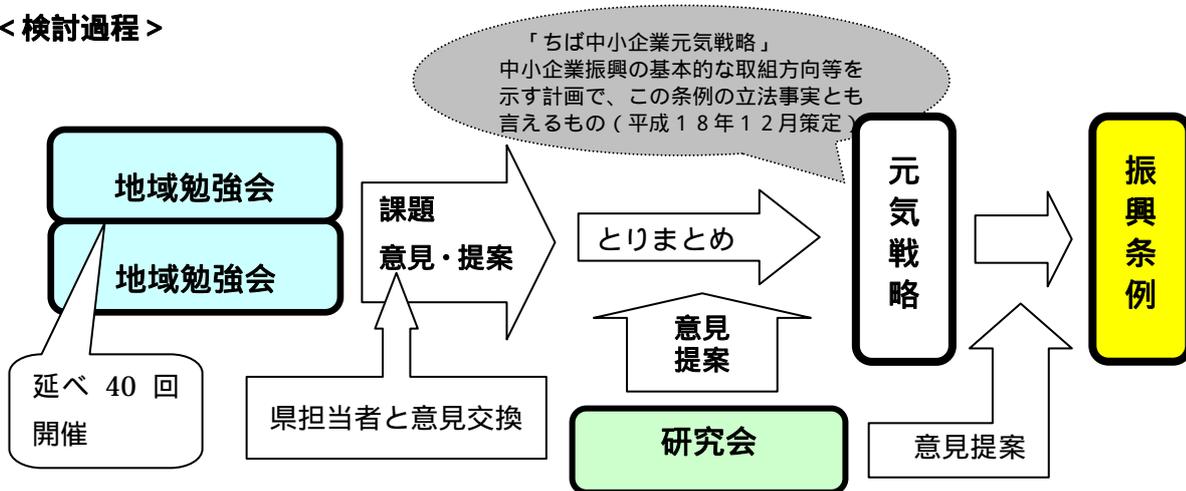
平成19年2月議会で千葉県中小企業の振興に関する条例が成立しました。

中小企業の現場の声を基本とした条例づくり

この条例は、検討の過程に大きな特色があります。

中小企業の現状や課題を把握するため、中小企業者と県職員との意見交換（地域勉強会）を実施し、さらに中小企業者を中心とする「中小企業振興に向けた研究会」で検討を進めました。

< 検討過程 >



条例の特色（他にも、施策実施上の配慮規定を設けるなどの特色があります。）

特色その1

中小企業の活性化と地域づくりによる地域の活性化との相乗効果の発揮を基本理念の一つとしています。

特色その2

県、中小企業者のみならず、関係団体、大企業者、大学、県民など中小企業を取り巻く産学官民の責務・役割等を定めています。

特色その3

毎年実施する中小企業振興施策について、これを公表し、中小企業者等から意見を聴き、以降の施策に活かしていくこととしています。

なお、条例の概要は、[5ページに基本構造図（チャート）を載せました](#)のでご覧ください。

ホームページでバックナンバーを見ることができます

<http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/abunsvol/seihou/letter/>

代執行の基礎知識

～ 硫酸ピッチの代執行の現場から ～

今回、政策法務突撃隊は、代執行の現場を見てきました。

<代執行とは？>

行政上の（代替的作為）義務が履行されない場合に、行政庁が自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者にこれをさせ、その費用を義務者から徴収するもの。

原則、行政代執行法が適用。但し、他の法律（廃棄物処理法等）に規定がある場合もある。

規制の実効性を確保するために要となる行政手段のひとつである。

硫酸ピッチが処理されず放置（事業者は研究用に保管と主張）されていました。

そこで所有者に対して、いわゆる廃棄物処理法19条の5の撤去命令を出しましたが、撤去しないため廃棄物処理法19条の8に基づいて、県が代わって撤去をしています。

<原則：行政代執行法の手続きは？>

個別の法律に基づいて措置命令などが出ているのに従わない。

戒告 義務の履行期限を明示してあらかじめ文書で行う（3条1項）。

代執行令書 代執行時期・執行責任者・費用概算を通知する（3条2項）。

代執行（4条） **費用納付命令**（5条） **強制徴収**（6条）

<例外：廃棄物処理法の（簡易）代執行の手続は？>

廃棄物処理法で措置命令が出せる場合は、生活環境の保全上支障が生じているときなど（19条の5）であり、迅速な対応が必要な場合である。

そこで廃棄物処理法は、行政代執行法をそのままは適用せず、措置命令に従わない場合はすぐ（**をせず***）代執行ができるとしている（19条の8）。

（*但し措置命令を出す際に相手方が不明の場合は公告が必要。）

硫酸ピッチは酸性度が高く、有毒ガスが出るなど危険な物質ですので、外からしか見ることができませんでした。作業をしている人は防護マスク等をしており、代執行の苦労が忍ばれます。

規制を行っても、それを破る人がいます。破る人に対してどのような対策（監視人員などの執行体制含む）をとるべきか、規制を行う場合はそこまで検討しておく必要があります。

ちなみに、硫酸ピッチの生成そのものを禁止するための条例の検討が、千葉県環境審議会廃棄物・リサイクル部会で現在行われています。

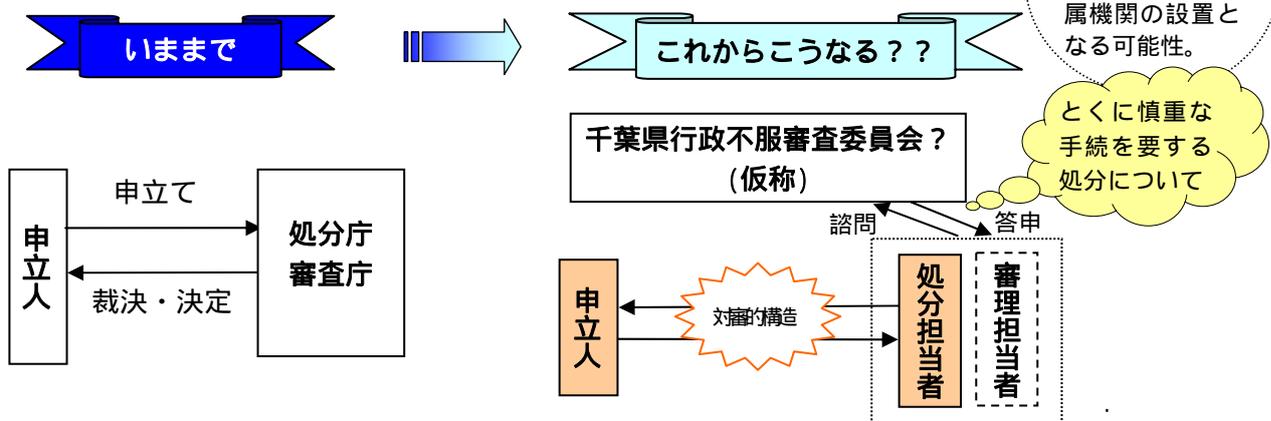
行政不服審査制度研究会報告書が出ました！ (平成18年3月)

制定以降40年余りを経過し、その間実質的な見直しがなされていない行政不服審査制度の在り方について、有識者からなる研究会が報告書を取りまとめたもの。

現在、政府において検討会を設置し、制度改革に向けた議論を開始しています。このことが実現した場合の地方行政に対する影響は極めて大きいので、特集してみました。

【注目点1】 処分に対する不服申立て手続き

審査請求と異議申立ての二元主義を廃止、手続きと名称の一本化を図る。
審査を対審的な構造とし、第三者機関を関与させることを検討する。



【注目点2】 申立期間及び審理期間

不服申立期間を、行政事件訴訟法上の出訴期間に合わせ、6ヶ月とする。

「不服申立処理期間に係る標準処理期間の設定」、「審査を行う行政機関に対する申立人への審理の進行状況や裁決等の見通しを示す努力義務」等、**審理期間の短縮化**を促進する。

【注目点3】 処分に対する新たな救済態様の検討

(行政事件訴訟法における義務付け訴訟及び差止訴訟の導入を踏まえて)

何らかの行為を行うことを**義務付ける形式の裁決**を明文化する。
不利益処分の差止め等**事前手続きの適用**を検討する。

行訴法の改正について、ニュースレターVol.1-2から2-3で連載しています！

【注目点4】 処分以外のものに対する不服申立て(不服申立ての範囲の拡大)

主に以下のものについて、不服申立ての対象とすることを検討する。

行政指導

継続的性質を有しない事実行為で、国民の身体・財産等に対して具体的な侵害を生じさせるもの

* 継続的性質を有する事実行為(例えば、「入院措置」等)は現在でも不服申立ての対象
行政上の契約

行政不服審査制度研究報告書については、総務省のホームページで見ることができます。

総務省ホームページ http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/tetuduki_f.html 「行政不服審査法」

「行政不服審査制度に関する委託研究(平成17年10月~平成18年3月開催)の検討結果」

第三セクターへの損失補償契約をめぐる事件

< 横浜地裁平成18年11月15日 >

注目

国が大丈夫といっているからといって、検討せずに安心していませんか？
法人に対して損失補償契約を、法的な検討せず結んだりしていませんか？
裁判所で違法と評価される場合もあります！！

～基礎知識～

自治体は、原則（ ）として会社等の債務に対して（債務）保証契約をしてはダメ！
「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（以下「制限法」）」第3条
総務大臣の指定する法人又は許容する特別法がある場合は除きます。

事案の概要と争点

第三セクター設立の際に、市と金融機関との間で、当該第三セクターへの融資について、損失を被った場合には、その損失を補償する旨の協定を締結しました。その後第三セクターが破産し、和解等の結果として市が金融機関に損失補償金を支払いました。そこで市民等から市長に対してその賠償等を求められた事件です。

本件の争点は複数ありますが、ここでは（国の見解がある中で）「本件協定は制限法3条に反する違法なものか」を説明します。

判決要旨（意識しています）

第三セクターの支援の必要性や、「損失補償については、制限法3条の規制するところではない」という自治省行政課長による見解(昭和29年行政実例)等と相まって、損失補償契約が、自治体の実務上広く締結されている。

注目！

といて、地方公共団体が制限法に反してよいとする理由は見出しにくい。実質的に保証契約と変わらない契約を損失補償契約と称して締結することは、同条の規制を潜脱する。

本協定は、形式的には損失補償（契約）であるが、（債務）保証契約と同様の機能、実質を有するものであって、同条による規制を潜脱するものとして違法なものである。

ただし判決は、やむ得ない事情（上記事情 や損失補償契約を適法とする裁判例(*)など）もあり、市長への請求は棄却等となりました。

実務への影響は？

国が大丈夫といっいても責任はとってくれません。自分で制限法が保証契約を禁止する趣旨（不確定な債務の増加を防止し財政の健全化を図る）に反しないか、損失補償契約の中身をよく考えてみる必要があります。

なお、「損失補償契約と債務保証契約は異なる」等の理由で、損失補償契約の締結自体をもって、制限法に違反するとはいえない、という判決（福岡地裁平成14年3月25日）もあり裁判所の判断も分かれています。

(*)注意！

* 判決原文は、裁判所のホームページで検索してください
<http://www.courts.go.jp/>

千葉県中小企業の振興に関する条例の基本構造

前文

中小企業の重要性と条例の必要性

目的（第1条）

基本理念にのっとり中小企業の振興
県の経済の発展と県民生活の向上に寄与

定義（第2条）

- ・ 中小企業者
- ・ 産学官民の連携
- ・ 地域づくり

中小企業振興の基本理念（第3条）

中小企業の振興は、経済的社会的な変化に対応した経営の向上及び改善に向けた中小企業者の自主的な努力を促進することを旨とする。

中小企業の振興は、中小企業の経営の向上及び改善と地域づくりによる地域の活性化とが相乗的な効果を発揮することを旨とする。

関係者の責務・役割等（第4～10条）

- ・ 県の責務
- ・ 中小企業者等の努力
- ・ 中小企業に関する団体等の役割
- ・ 大企業者の役割
- ・ 大学の役割
- ・ 県民の理解と協力
- ・ 市町村への協力

<手段>

基本方針の策定（第11条）

- ・ 内容 中小企業の振興に関する基本的方向
中小企業の振興のため総合的に講ずべき施策
- ・ 手続き 中小企業等の意見聴取 公表、県民の意見聴取 考慮して策定

中小企業振興のための基本的方向（第12～16条）

創業等への
意欲的な
取組の促進

連携の促進

経営基盤の
強化の促進

人材の確保
及び育成の
支援

地域づくり
による地域
の活性化

県の中小企業振興施策の公表と意見聴取（第17条）

- ・ 施策の実施状況の公表
- ・ 中小企業者等の意見
施策を効果的なものに

施策実施上の配慮（第18条）

調査及び研究（第20条）

受注機会の確保（第19条）

財政上の措置（第21条）